

亀岡市公告第 80 号

南丹都市計画緑地を変更するため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 12 日

亀岡市長 桂川 孝裕

1 都市計画の種類

緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 1 大堰川緑地

亀岡市宇津根町川ノ口、正仁渕、大井町並河荒内、上溝、坂井、前脇、土田大嶋、千代川町小林上島、向島、高野林一本木、今津古田、3 丁目、川関中村里、森ヶ下、カミ、千原浜ノ前、馬路町江川、大芝、大芝原、大芝原新田、三軒屋先、河原林町河原尻往古島、大樋、白野、勝林島荒内、有本、岩渕、金河原、西垣内、畑ヶ田、保津町泉口、鐘鑄島新田、上中島、下中島、正人渕、辰新田、西垣内、式番、針ノ木新田、宮ノ前、六条口及び神子新田の各一部

(2) 2 七谷川

亀岡市千歳町国分石松、後田、中島、山伏、千歳裏山、江島山、小山、広垣内、南山、横井、河原林町河原尻上五丹、上砂股、北垣内、越シ記、オノ本、四ノ宮、下五丹、下砂股、東垣内、妙珍原及び柳原の各一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神 8 番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 8 月 12 日から令和 8 年 8 月 26 日まで